

議案第 38 号

杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

青少年委員の報酬の額を改める等の必要がある。

杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会非常勤職員規則（昭和 3 9 年杉並区教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表青少年委員の項中「8, 0 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧																																
(免職事由) 第6条 職員が、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、その職を免ずる。 (1)～(4) 略 別表(第7条関係) <table> <tr> <th>職員</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>学校医</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校歯科医</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校薬剤師</td><td>略</td></tr> <tr> <td>障害児教育相談医</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校運営協議会委員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>青少年委員</td><td>月額 <u>10,000円</u></td></tr> <tr> <td>文化財保護指導員</td><td>略</td></tr> </table>	職員	報酬の額	学校医	略	学校歯科医	略	学校薬剤師	略	障害児教育相談医	略	学校運営協議会委員	略	青少年委員	月額 <u>10,000円</u>	文化財保護指導員	略	(免職事由) 第6条 職員が、次の各号の<u>一に</u> 該当するときは、その職を免ずる。 (1)～(4) 略 別表(第7条関係) <table> <tr> <th>職員</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>学校医</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校歯科医</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校薬剤師</td><td>略</td></tr> <tr> <td>障害児教育相談医</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校運営協議会委員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>青少年委員</td><td>月額 <u>8,000円</u></td></tr> <tr> <td>文化財保護指導員</td><td>略</td></tr> </table>	職員	報酬の額	学校医	略	学校歯科医	略	学校薬剤師	略	障害児教育相談医	略	学校運営協議会委員	略	青少年委員	月額 <u>8,000円</u>	文化財保護指導員	略
職員	報酬の額																																
学校医	略																																
学校歯科医	略																																
学校薬剤師	略																																
障害児教育相談医	略																																
学校運営協議会委員	略																																
青少年委員	月額 <u>10,000円</u>																																
文化財保護指導員	略																																
職員	報酬の額																																
学校医	略																																
学校歯科医	略																																
学校薬剤師	略																																
障害児教育相談医	略																																
学校運営協議会委員	略																																
青少年委員	月額 <u>8,000円</u>																																
文化財保護指導員	略																																